

子どもオンブズパーソン制度及びヤングケアラー支援事業の取組状況等について(報告)

1 事業・施策 1102 子どもオンブズパーソン制度の検討

(1) 令和6年度の取組内容

3月末	<p>◎日野市子どもオンブズパーソン条例が市議会で可決 ◎日野市子どもオンブズパーソン(2人)の委嘱について市議会で同意</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>◎坂井 隆之(さかい たかゆき)氏 (明星大学教育学部教育学科特任教授)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>◎鳥生 尚美(とりゅう なおみ)氏 (弁護士)</p>  </div> </div>
4月末	◎市のホームページに子どもオンブズパーソンの専用ページを開設
5月下旬	<p>◎市内の公立小中学校に啓発カードを配布</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;">  <p>専用ページのQRコード</p> </div> </div>
5月27日	◎子どもオンブズパーソン制度の運用開始(条例施行)
6月7日～	<p>◎子どもオンブズパーソンによる個別相談を開始</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談日は週1回3時間(1時間の相談枠を2コマ)で事前予約制 事前予約は電話・電子メール・FAX・市HPの申し込み専用フォームのいずれか <div style="display: flex; align-items: center;">  <p>予約専用の入力フォームのQRコード</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 2人の子どもオンブズパーソンが1人ずつ隔週で相談日を担当 「子どもなんでも相談」でも、子どもオンブズパーソンの相談窓口として相談を受け付ける 7月3日現在での相談件数は 1件

(2) 課題

- 子どもオンブズパーソンが行う「是正勧告」や「意見表明」には、法的な拘束力がない。
- 制度の“実効性”を担保するためには、子どもオンブズパーソンに職務(活動)に対して、市民や関係機関から積極的に協力が得られる関係づくり、環境づくりを進めていく必要がある。

(3) 今後の展開(令和6年度)

「子どもの権利」や「子どもオンブズパーソンの役割」に対する理解を深めてもらうための啓発活動を重点的に行い、市民や関係機関等と子どもオンブズパーソンとの信頼関係・連携体制を構築する。

2 事業・施策5304 「ヤングケアラー支援検討会の設置及び支援方針の検討」

(1) 令和6年度の実行内容

3月末	◎ヤングケアラー支援のための基本的な考え方を策定	
4月1日	◎ヤングケアラー・コーディネーター(YCC)を配置 (社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者1人) ◎ヤングケアラー専用相談窓口を開設 【4月のYCCの活動実績】 ①相談対応 6件 (延べ件数) ・当事者からの新規相談 0件 ・連携先(関係機関)からの新規の相談・情報提供 5件 ・継続対応 1件 ☞「ほっとも」や「児童館」を訪問した際、職員からヤングケアラーと思われる子どもの情報提供あり ②他自治体の視察、関係機関等への訪問、各種会議での事業紹介を実施	
5月	【5月のYCCの活動実績】 ①相談対応 33件 (延べ件数) ・当事者からの新規相談 1件 (電話) ☞相談後、自宅を訪問し、当事者と面談。今後も継続に関わりを持っていく予定 ・連携先(関係機関)からの新規の相談・情報提供 23件 (電話 2件 、訪問・面談 21件) ※児童館からの情報提供が最も多く、SSWからの情報提供もあり コーディネーターが積極的に関係機関とコンタクトを取り、情報収集に努めている ・継続対応 9件 (延べ件数) ☞うち、本人と面談できたケース 4件 ☞うち、関係機関等に進捗確認等を行ったケース 5件 ②他自治体の視察、関係機関等への訪問、各種会議での事業紹介を継続実施	
6月	【6月のYCCの活動実績】 ①相談対応 10件 (延べ件数) ・当事者からの新規相談 0件 ・連携先(関係機関)からの新規の相談・情報提供 2件 (電話 2件) ※市立病院とSSWからの情報提供 ・継続対応 8件 ☞うち、本人と面談できたケース 3件 ☞うち、関係機関等に進捗確認等を行ったケース 5件 ②関係機関等への訪問、各種会議での事業紹介を継続実施 ③日野市立病院の職員向け研修を実施 令和6年6月13日(木) 「ヤングケアラーの現状と支援の課題」	

(2) 課題

ヤングケアラーの認知度が低いため、年齢等の属性に応じた効果的な周知啓発を継続的に行っていく必要がある。

(3) 今後の展開(令和6年度)

「ヤングケアラー」や「ヤングケアラー・コーディネーターの役割」に対する理解を深めてもらうための啓発活動を重点的に行い、市民や関係機関等とヤングケアラー・コーディネーターとの信頼関係・連携体制を構築する。